

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（安全管理措置を講ずべき業務） 第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十六条若しくは附則第二十二条若しくは第二十九条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定に基づき行う業務 二 二〇一九（略）	（安全管理措置を講ずべき業務） 第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定に基づき行う業務 二 二〇一九（略）